

論文要旨説明書

報告論文のタイトル：再販売価格拘束事件事後評価について

報告者・共著者（大学院生は所属機関の後に（院生）と記入してください。）

報告者氏名：①河野琢次郎
②下津秀幸

所属：①公正取引委員会官房総務課企画官
②公正取引委員会経済分析チームストラテジスト

共著者 1 氏名：
共著者 2 氏名：

所属：
所属：

論文要旨（800 字から 1200 字、英文の場合は 300 から 450 語）

我が国の経済社会構造が急速に変化する中、限られた資源を有効に活用し、国民により信頼される行政を展開するためには、合理的証拠の活用等を通じて、政策課題を迅速かつ的確に把握して、有効な対応策を選択し、その効果を検証することが必要である。そのため、政府全体で証拠に基づく政策立案（Evidence Based Policy Making, EBPM）が推進されており、公正取引委員会においても、平成30年4月に官房政策立案総括審議官が設置されて以降、各種業務における EBPM に取り組んできている。

今回、公正取引委員会における EBPM の取組のひとつとして、コールマンジャパン株式会社に対する件（再販売価格拘束事件）の事後評価を行った。

公正取引委員会は、コールマンジャパン株式会社（以下「コールマン」という。）が同社のキャンプ用品について行っていた再販売価格の拘束行為が独占禁止法第19条（同法第2条第9項第4号〔再販売価格の拘束〕）の規定に違反する行為に当たるとして、平成28年6月15日、コールマンに対し、今後そのような行為を行ってはならないこと等を内容とした排除措置命令（以下「本件措置」という。）を行った。

本件措置は、コールマンというブランドの中での価格競争を促進することを目的としていたところ、この事後評価では、まずは、同目的が実際に達成されているかどうかを検証した。そして、コールマンのキャンプ用品を扱う小売業者は、価格だけでなく、店頭での

商品説明などの非価格面でも競争を行っているため、本件措置が、小売業者の販売促進活動など非価格面の競争に影響を与えているかどうかについても検証を行った。さらに、コールマンとコールマン以外のブランドとの間の競争、いわゆるブランド間競争にも何らかの影響を与えているかどうかも考察した。

この事後評価では、事業者ヒアリング、販売価格のデータ、消費者ウェブアンケートの回答を使い、計量経済分析の手法（差の差分分析等）も活用して分析を行った。

分析の結果、以下のとおり本件措置の効果を把握することができた。

- ①本件措置には、コールマンの商品のオンライン販売の分野での価格競争を活発にした効果があった。
- ②本件措置には、実店舗販売での非価格競争を活発にしたという波及的效果があった。
- ③本件措置は、ブランド間の非価格競争の活発化にも寄与したと考えられる。

公正取引委員会としては、今後も、今回のような事後評価を継続し、引き続き、効果的な事件処理を行っていくこととしている。

以上